

## 志摩市公告式条例の一部改正について

### 1. 条例を改正する理由

「地方税法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 1 号）が、令和 5 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、地方税法に基づく書類の公示送達の方法に、従来の掲示場への掲示に加え、インターネットを活用した方法等が追加されました。

この法の改正を契機とし、本市においても、市民に対する情報伝達の手段を時代の変化に合わせて多様化し、情報公開の一層の充実を図り、併せて事務の効率化を図るため、改正を行うものです。

### 2. 改正する条例の要点

- ・ 条例の公布方法を定める第 2 条第 2 項にインターネットを利用する方法を加えます。
- ・ 現在条例の公布は、市役所本庁掲示板及び各支所掲示板への掲示により行っておりますが、インターネットを利用することで広く周知が可能となることから、事務の効率化を図るため、紙媒体での掲示を市役所本庁掲示板に集約します。
- ・ 附則において同内容の改正を志摩市行政手続条例について行います。

### 3. 改正による効果等

- ① 条例等の公布を掲示と同時にインターネット上で行うことで、より速やかに市民へ情報を伝達できます。
- ② 市民は場所や時間を問わず、いつでも市の公式情報を確認できるようになるため利便性が向上します。
- ③ 掲示に係る事務負担が軽減されます。

志摩市公告式条例(平成16年志摩市条例第3号)新旧対照表 (本則による改正)

現行		改正後 (案)	
(条例の公布) 第2条 (略) 2 条例の公布は、別表の掲示場に掲示して _____ 行う。		(条例の公布) 第2条 (略) 2 条例の公布は、別表の掲示場に <u>掲示する方法又はインターネット</u> <u>を利用する方法により</u> 行う。	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	所在地	名称	所在地
志摩市役所掲示板	志摩市阿児町鵜方3098番地22	志摩市役所掲示板	志摩市阿児町鵜方3098番地22
志摩市浜島支所掲示板	志摩市浜島町浜島755番地		
志摩市大王支所掲示板	志摩市大王町波切3234番地2		
志摩市志摩支所掲示板	志摩市志摩町和具535番地		
志摩市磯部支所掲示板	志摩市磯部町迫間878番地9		

志摩市行政手続条例(平成16年志摩市条例第10号)新旧対照表 (附則による改正)

現行	改正後 (案)
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間を置いて、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の<u>掲示場</u>に<u>掲示すること</u>によって行うことができる。この場合においては、<u>掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間を置いて、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の<u>掲示場</u>に<u>掲示する方法又はインターネットを利用する方法</u>によって行うことができる。この場合においては、<u>掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>